

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- ・電波法施行規則等の一部を改正する省令案
- ・平成十八年総務省告示第六百号（小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第一項及び第二項の規定により備えなければならない機器に代えることができる機器を定める件）の一部を改正する告示案
- ・平成二十年総務省告示第二百八十八号（船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案
- ・昭和五十九年郵政省告示第九百六十四号（海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）の一部を改正する告示案
- ・平成三十年総務省告示第三百四十号（船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合のF-D電波及びF-E電波又はF三E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数を定める件）の一部を改正する告示案
- ・令和二年総務省告示第四百十一号（周波数割当計画）の一部を改正する告示案
- ・平成四年郵政省告示第六十一号（電波法施行規則第二十八条の五第四項の規定に基づく船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件）の一部を改正する告示案
- ・平成四年郵政省告示第九十一号（電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件）の一部を改正する告示案
- ・平成四年郵政省告示第六十九号（義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を定める件）の一部を改正する告示案
- ・平成二年郵政省告示第五百六十七号（船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案
- ・平成十一年郵政省告示第二百四十六号（無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件）の一部を改正する告示案
- ・昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案
- ・平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を改正する告示案
- ・昭和三十七年郵政省告示第二百二十六号（型式検定手続の一部省略を定める件）の一部を改正する告示案
- ・平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める

件)の一部を改正する告示案

- ・平成二年郵政省告示第五百七十七号(無線機器型式検定規則別表第一号及び別表第二号の規定に基づく狭帯域直接印刷電信装置の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電氣的条件)の廃止する告示案
- ・平成二年郵政省告示第二百八十一号(無線従事者規則第六十一条第五号の規定に基づく船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程の認定基準のための訓練要領)の一部を改正する告示案
- ・平成五年郵政省告示第五百五十三号(無線従事者規則第二十一条第一項第六号の規定に基づく養成課程の実施要領)の一部を改正する告示案
- ・電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案

## 2 意見公募の趣旨・目的・背景

2023年世界無線通信会議(WRC-23)の結果や情報通信審議会情報通信技術分科会において取りまとめられた技術基準の報告に基づく関する省令、告示及び訓令を改正するものです。

## 3 資料入手方法

e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリック・コメント」欄及び総務省ウェブサイト (<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載します。また、連絡先窓口において閲覧に供するとともに配布します。

## 4 意見の提出方法・提出先

以下(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

以下(2)、(3)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

### (1) e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1050>)の意見提出フォームから提出してください。

### (2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: maritime\_atmark\_ml.soumu.go.jp  
総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、お願いいたします。

※添付ファイルを送付する際は、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBです。

### (3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

## 5 意見提出期間

令和6年10月24日(木)から同年11月22日(金)まで(必着)

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

## 6 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、e-Gov及び総務省ウェブサイトに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課にて閲覧に供するとともに配布します。
- ・記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希

望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 7 連絡先窓口

【以下内容以外の省令案等について】

総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課

担 当：長澤課長補佐、川津海上係長

電 話：03-5253-5901

E-mail：maritime\_atmark\_ml.soumu.go.jp

【周波数割当計画の変更案について】

総合通信基盤局 電波部 電波政策課

担 当：渡辺周波数調整官、加地第二計画係長、中川第三計画係長

電 話：03-5253-5875

E-Mail：freq-allocation\_atmark\_ml.soumu.go.jp

【平成二年郵政省告示第二百八十一号及び平成五年郵政省告示第五百五十三号の改正案について】

総合通信基盤局 電波部 電波政策課

担 当：平岩検定試験官、山下検定制度係長

電 話：03-5253-5876

E-Mail：radio\_operator\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。  
メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部  
基幹・衛星移動通信課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見